

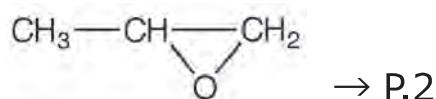
特定化学物質障害予防規則等が改正されました

以下の4物質について 健康障害防止措置が義務づけられます

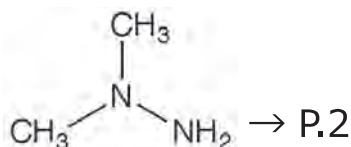
- ◆ 酸化プロピレン
- ◆ 1,1-ジメチルヒドラジン
- ◆ 1,4-ジクロロ-2-ブテン
- ◆ 1,3-プロパンスルトン

改正政省令・告示は、平成23年4月1日から施行・適用され、一部に経過措置(猶予期間)が設けられています。

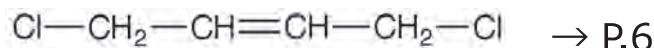
酸化プロピレン



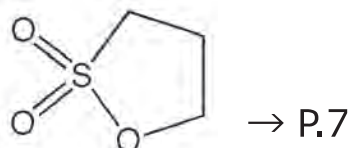
1,1-ジメチルヒドラジン



1,4-ジクロロ-2-ブテン



1,3-プロパンスルトン



厚生労働省では、化学物質について、平成18年1月に創設した有害物ばく露作業報告制度を基にばく露実態調査を行っており、ばく露評価と有害性評価によりリスク評価を実施し、リスクが高いと判断された場合には、必要な規制を実施しています。



今回の改正による物質ごとの主な規定の適用（一覧）

今回新たに義務付けられた規定

法令	条文	派遣	規制内容	物質名	酸化プロピレン				法令	条文	派遣	規制内容	物質名	酸化プロピレン				
					1・1-ジメチルヒドラーゼン	1・4-ジクロロ-2-ブテン	1・3-プロパンスルトン	1・3-プロパンスルトン						1・1-ジメチルヒドラーゼン	1・4-ジクロロ-2-ブテン	1・3-プロパンスルトン	1・3-プロパンスルトン	
安衛法	57	—	表示		○	○	○	○	36	先	作業環境の測定	実施	○	○				
	57の2	—	文書の交付		○	○	○	○				記録の保存	30年	30年				
	59	先	労働衛生教育（雇入れ時等）		○	○	○	○		36の2	先	測定結果の評価		○	○			
	88	先	計画の届出		○	○	○	○					管理濃度 (ppm)	2	0.01			
特定化学物質障害予防規則（特化則）	4	先	特定第2類物質等の製造に係る設備	密閉式	○	○		◇	36の3	先	評価の結果に基づく措置		○	○				
				局排	○	○						37	先	休憩室	○	○		
				ブッシュブル	○	○									38	先	洗浄設備	○
	5	先	特定第2類物質または管理第2類物質に係る設備	密閉式	○	○	◇		38の2	先	飲食等の禁止	○	○					
				局排	○	○	◇					38の3	先	掲示	○	○	◇	◇
				ブッシュブル	○	○	◇								38の4	先	作業記録	○
	7	先	局排の性能 (ppm)	2	0.01	0.005		38の17	先	特別規定			◇					
	8	先	局排等の稼働時の要件	○	○	○					38の19	先	特別規定			◇		
	12の2	先	ぼろ等の処理	○	○		◇	39, 40	先	健康診断				雇入れ、定期	○	○		
	13~20	先	漏えいの防止（特化設備）		○	○					13-17◇	配転後	○	○				
											20◇	記録の保存	○	○				
	21	先	床の構造	○	○		◇				41	先	健康診断結果の報告	○	○			
	24	先	立入禁止措置	○	○		◇	42	先	緊急診断				○	○			
	25	先	容器等	○	○		◇				43	先	呼吸用保護具	○	○			
	27	先	作業主任者の選任	○	○			44	先	保護衣等				○	○		◇	
	29~32	先	定期自主検査	○	○	○					45	先	保護具の数等	○	○			
							53	先	記録の報告	○				○	◇	◇		

◇ 該当条文と同様の内容を特別規定（特化則第38条の17又は第38条の19）で定めていることを示す

※ 「派遣」の列の欄は、派遣労働者の場合に義務を負う事業者の区分を示す。「先」：派遣先事業者、「元」：派遣元事業者

※ 「安衛法」は労働安全衛生法（昭和47年法律第57号） ※ 安衛法第57条（表示）及び第57条の2（文書の交付）の規定に関しては、譲渡・提供者に義務がある。

有害性・性状・用途

主な有害性	性状	用途の例
酸化プロピレン CAS No 75-56-9		
がん原性 (IARC 2B(ヒトに対して発がん性が疑われる)) 皮膚腐食性・刺激性あり (GHS区分1相当) 皮膚感作性あり (GHS区分1相当) 生殖毒性あり (GHS区分2相当)	液体 極めて気化しやすい(沸点34°C, 蒸気圧59kPa)	ポリエステル樹脂原料、ウレタンフォーム原料、塩化ビニル安定剤、界面活性剤、合成樹脂原料、顔料、医薬品の中間体、殺菌剤
1,1-ジメチルヒドラーゼン CAS No 57-14-7		
がん原性 (IARC 2B(ヒトに対して発がん性が疑われる)) 急性毒性(吸入)あり (GHS区分2相当) 皮膚腐食性・刺激性あり 眼に対する重篤な損傷性・刺激性あり	液体 気化しやすい (沸点63°C, 蒸気圧16.4 kPa)	合成繊維・合成樹脂の安定剤、医薬品・農薬の原料、ミサイル推進薬、界面活性剤
1,4-ジクロロ-2-ブテン CAS No 764-41-0		
がん原性 (EU 2(ヒトに対して発がん性があるときみなされるべき物質)) 急性毒性(吸入)あり (GHS区分1相当) 皮膚腐食性・刺激性あり (GHS区分1相当)	液体	クロプロレン製造の中間体
1,3-プロパンスルトン CAS No 1120-71-4		
がん原性 (IARC 2B(ヒトに対して発がん性が疑われる)) 動物実験(ラット, 単回皮膚投与)局所の肉腫が高率で発生	固体 容易に溶融(融点31°C)	合成樹脂、繊維、塗料、染料、医薬品の合成中間体、電解液原料

酸化プロピレン、1,1-ジメチルヒドラジン についての主要な措置

(今回の改正で、表示対象物、特定化学物質の特定第2類物質になりました)

容器・包装への表示

酸化プロピレン、1,1-ジメチルヒドラジン、これらを重量の0.1%以上含有する製剤その他の物を容器・包装に入れて譲渡、提供する場合は、容器・包装に次の事項の表示が必要です。

(安衛法第57条、安衛則第30、32、33条及び別表第2) 平成23年4月1日より適用

表示事項

- ①名称、②成分、③人体に及ぼす影響、④貯蔵または取扱い上の注意、⑤表示者の氏名、住所、電話番号、⑥注意喚起語、⑦安定性及び反応性、⑧標章
- 注)主として一般消費者の生活の用に供するためのものは除外
注)平成23年4月1日時点で既に存在する物については、平成23年9月30日までは適用除外

特定化学物質としての規制の対象となる作業と含有率

- 酸化プロピレン、1,1-ジメチルヒドラジンの製造・取扱い作業全般
- 重量の1%を超えて含有する製剤その他の物が対象

適用除外作業 (特化則第2条の2)

- ①屋外において酸化プロピレンをタンクローリー、タンカー、タンクコンテナ等から貯蔵タンクに、または貯蔵タンクからタンクローリー、タンカー、タンクコンテナ等に、直結式のホースを用いて注入する作業
 - ②酸化プロピレンを貯蔵タンクから耐圧容器に直結式のホースを用いて注入する作業
- 注)[容器・包装への表示]については適用除外となりません。

発散抑制措置等

酸化プロピレン、1,1-ジメチルヒドラジン、これらを重量の1%を超えて含有する製剤その他の物(以下「対象物」と言います。)を製造し、または取り扱う作業全般について、対象物から発散するガス、蒸気に労働者がさらされること(ばく露)を防止するため、次の措置を講じることが必要です。

3③以外は平成24年4月1日より措置が必要。ただし、平成23年4月1日～平成24年3月31日に製造・取扱い設備を新設する場合には、新設する時点から。3③は、発散抑制設備を平成23年6月30日までに設置・移転・変更しようとするときは不要。

- 1 対象物の製造工程の密閉化
- 2 製造工程以外を対象物のガス、蒸気が発散する屋内作業場での発散抑制措置
- 3 局所排気装置及びプッシュプル型換気装置の要件、点検、届出等

1 対象物の製造工程 (特化則第4条)

- ① 製造設備を密閉式の構造とすること
- ② 製造する対象物を労働者に取り扱わせるときは、隔離室での遠隔操作によること
- ③ 計量作業、容器に入れる作業、袋詰め作業で、①及び②の措置が著しく困難であるときは、対象物が作業中の労働者の身体に直接触れない方法により行い、かつ、当該作業場所に囲い式フードの局所排気装置またはプッシュプル型換気装置を設けること